

「持続可能な地域コミュニティの実現に向けたガイドライン（素案）」について

1 タイトル

令和4年2月に策定した「広島市地域コミュニティ活性化ビジョン」（以下「ビジョン」という。）において、基本理念のキーワードとして「持続可能な地域コミュニティの実現」を掲げていることを踏まえ、タイトルは、「持続可能な地域コミュニティの実現に向けたガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）とする。

また、ビジョンのキーワードである「自分たちのまちは自分たちで創り、守る」を副題とするとともに、老若男女問わず多くの市民等に本ガイドラインに親しみを持って手に取ってもらうため、表紙には「ともにづくりまもる」と平仮名のキャッチコピーを付ける。

項目	内容
正式名称	持続可能な地域コミュニティの実現に向けたガイドライン
副題	～自分たちのまちは自分たちで創り、守る～

2 たたき台からの主な変更点等

項目	内容
全体に関する事項	・ 前回の条例有識者会議での委員からの意見を踏まえ、ガイドラインの随所に二次元コードを掲載し、各ページの詳細な内容はホームページに記載することとした。 ・ キャラクターが随所で分かりやすい言葉でコメントし、本文の理解を深めやすい構成とした。
このガイドラインについて（表紙の次ページ）	・ 前回の条例有識者会議において、「ガイドラインの主なターゲットを明示してはどうか。」との意見を踏まえ、LMOをこれから設立したいと考えている地域の方にはLMOづくりの留意点を、既にLMOを運営している地域の方には持続的かつ適正な運営を行うためのポイントやヒントが書かれている旨を追加した。
第1部 基礎編 （3～10 ページ）	2 持続可能な地域コミュニティの実現に向けた「ひろしまLMO」の役割と市の責務（5、6 ページ） ・ 前回の条例有識者会議において、「市民、地域団体、事業者、LMOの4つの主体が並列で表現されていることが適切か。」との意見を踏まえ、本項を「ひろしまLMOの役割」に特化した項目にするとともに、LMOを中心に、市民、地域団体、事業者の4つの主体が重なり合うような重層的な図に変更した。 3 持続可能な地域コミュニティの実現に向けた各主体の取組（7～9 ページ） ・ 「各主体の役割」としていた項目を「各主体の取組」に変更したとともに、委員からの意見を基に、より具体的な取組に結び付けていくための「ポイント」を追加した。
第2部実践編 （11～30 ページ）	実践編全体に関する事項 ・ より分かりやすい内容とするため、「取組事例」として、既にLMOを設立している地域の事例を記載した。 ・ 「Q&A」の項目を随所に設け、各ステップにおける検討上の留意点や法及び条例に基づく留意点などを明記した。

項目	内容
第2部実践編 (11～30 ページ)	・ 前回の条例有識者会議において、「各ステップなどにチェックリストを記載してはどうか。」との意見を踏まえ、随所に「チェックポイント」の項目を追加した。
	1 ひろしまLMOの設立（11 ページ） ステップ0（13～14 ページ） ・ 前回の条例有識者会議において、「地域課題の把握の方法を市街地と住宅団地、中山間地域で類型化し、地域特性に合わせた地域課題が認識できるようなページを作成してはどうか。」との意見を踏まえ、LMOづくりの最初のステップとして「地域の魅力や課題の共有」から始めることを明記した。
	2 ひろしまLMOの持続的かつ適正な運営（31 ページ） (1) 地域への周知等を図るために（31～32 ページ） ・ 前回の条例有識者会議において、「各LMOで公式ホームページを作成してください。SNSなどのICTを活用して、効果的な情報発信を行ってください。という趣旨の記載をしてほしい。」や「LMOのホームページ作成について、運営助成金を活用して業者に委託することもできるし、LMOの中に詳しい人がいればコストをかけなくても安く作成できる。」との意見を踏まえ、「地域への周知等を図るために」という項目を作成し、LMOにおいてホームページやSNSを活用したPRや情報の公開について記載したほか、44 ページでも透明性の高い運営を行うためにホームページ等の作成に関する記載をした。 (2) 活動を持続させていくために（33～42 ページ） ・ LMOの活動の持続性を高めるために、PDCAサイクルの考え方に基づいた構成に変更した。 ・ LMOの取組の発展として、自主財源の確保、人材の発掘・育成、法人化の検討を追加した。 (3) 適正な運営を確保するために（43～44 ページ） ・ 法及び条例に基づく指定地域共同活動団体であるひろしまLMOには、法及び条例に基づき民主的で透明性の高い適正な運営が求められることから、適正な運営を行うための留意点などを追加した。
おわりに (47 ページ)	・ 前回の条例有識者会議において、「暮らしやすい地域コミュニティになることが大事であり、楽しみながらやったときに地域がどうなるのかというような、入口と出口に関する記載があればよいと思う。」との意見を踏まえ、本項において、ステップ0において類型化した地域の課題が解決した状況に記載内容を変更し、「ステップ0」を入口として、「おわりに」が出口となるような構成とした。
資料編（49 ページ）	・ 広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例施行規則を追加した。

3 今後のスケジュール

6月25日 市議会総務委員会においてガイドライン案の報告

7月1日 ガイドラインの策定